

生徒・保護者等の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」の取扱いについて

日南振徳高等学校長

日頃より、本校教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠に有り難うございます。

さて、報道等でもご承知のとおり「新型コロナウイルス感染症」につきましては、5月8日(月)から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行されました。

県からも通知があり、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置の取扱いにつきましては、下記の通りといたします。

生徒・保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 学校における出席停止措置の取り扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで」を基準とします。

※ 無症状の感染者については、「検体を採取した日から5日を経過するまで」を基準とします。

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをさします。

- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。

2. その他の留意事項

- 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得について
新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでと同様、医療機関が発行する検査結果を証明する書類(陰性証明等)の提出は必要ありません。

- 濃厚接触者の取り扱いについて

同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、感染症の患者と感染対策を行わずに飲食を共にした等、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者に対しても、今後は感染が確認されない者については、濃厚接触者としての特定はせず、出席停止の対象とはしません。

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合について

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理して登校することがないようにお願いいたします。

ただし、この場合は通常通りの「欠席扱い」となります。

3. その他

- 何か不明な点等ございましたら、「問い合わせ先」までご連絡下さい。

問い合わせ先 県立日南振徳高校 教頭 村田 稔 0987-25-1107
